

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年1月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000329 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100074 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 15 年 6 月 25 日は 9 万円、同年 12 月 25 日は 10 万 3,000 円、平成 16 年 6 月 25 日は 10 万 4,000 円、同年 12 月 24 日、平成 17 年 6 月 25 日及び同年 12 月 25 日は 14 万 2,000 円、平成 18 年 6 月 25 日は 14 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 6 月 25 日、同年 12 月 25 日、平成 16 年 6 月 25 日、同年 12 月 24 日、平成 17 年 6 月 25 日、同年 12 月 25 日及び平成 18 年 6 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 6 月 25 日、同年 12 月 25 日、平成 16 年 6 月 25 日、同年 12 月 24 日、平成 17 年 6 月 25 日、同年 12 月 25 日及び平成 18 年 6 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ① 平成 15 年 6 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 6 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 6 月
⑥ 平成 17 年 12 月
⑦ 平成 18 年 6 月

厚生年金保険の記録によると、A 社から請求期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の平成 15 年分から平成 18 年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿 (以下「源泉徴収簿」という。) によると、請求者は、請求期間①から⑦までについて、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの期間の標準賞与額については、前述の源泉徴収簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は9万円、請求期間②は10万3,000円、請求期間③は10万4,000円、請求期間④、⑤及び⑥は14万2,000円、請求期間⑦は14万3,000円に訂正することが必要である。

また、賞与の支給年月日については、源泉徴収簿により確認できる請求者の請求期間に係る賞与の記録から、請求期間①は平成15年6月25日、請求期間②は同年12月25日、請求期間③は平成16年6月25日、請求期間④は同年12月24日、請求期間⑤は平成17年6月25日、請求期間⑥は同年12月25日及び請求期間⑦は平成18年6月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑦までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求期間①から⑦までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100185 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100025 号

第 1 結論

昭和 41 年*月*日から昭和 49 年 4 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 41 年*月*日から昭和 49 年 4 月 1 日まで

昭和 43 年から昭和 45 年頃までの期間に、父が、私の国民年金の加入手続を A 市役所で行い、請求期間の国民年金保険料は父が B 納税組合に納付していた。被保険者記録照会を受け取り、請求期間の国民年金保険料が未納になっているのがわかったので、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月より前は、国民年金に加入する際は、加入者に国民年金手帳記号番号を払い出すこととされていたところ、日本年金機構の国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、請求者の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和 47 年 9 月 21 日に払い出されたことが確認でき、日本年金機構は、請求期間において請求者に払い出された*以外の国民年金手帳記号番号はない旨回答していることから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和 47 年 9 月に初めて行われ、その際に、請求者が 20 歳に到達した昭和 41 年*月*日に遡及して国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたと考えられる。

なお、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 47 年 9 月の時点において、請求期間のうち、昭和 41 年*月から昭和 45 年 6 月までの期間に係る国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、請求者の請求期間における住所地である A 市は、当時の資料が残っていないため、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付記録について確認できない旨回答している。

さらに、請求者は、父親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していた旨主張しているところ、父親は既に亡くなっており、自身は国民年金について関与していなかったことから、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。